

多面的機能支払交付金の活動手順【活動組織】

I 事業計画の認定 (市町村長に事業計画書を提出し、認定を受けます。) ※計画書記載例=A 実施状況報告書記載例=C 地域資源保全管理構想記載例=D 活動の手引き=E

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	◆事業計画の変更 E-29		
◇活動組織 提出書類	○活動を開始しようとする年度の6月30日まで市町村長に提出		○特別な事情がある場合、東北農政局長に対して届出を行い、10月31日まで市町村長に提出						【変更申請】 (以下のいずれかの変更が生じたとき) ・対象農用地面積の変更 ・対象施設の変更 ・対象組織の変更 ・活動の追加、中止又は廃止 ・活動期間の延長 ※事業計画の認定に準じた手続きが必要	【変更届出】 (変更があった年度の実施状況報告時又は翌年度の交付申請時) ・左記以外の変更 (例) 役員の交代 ・構成員の変更 ・遊休農地を一部解消した場合 ・対象施設の延長又は路線の増減等
◇市町村			↑			↓		↑		

II 活動の実施・記録 (交付金を活用し、事業計画に基づき、活動計画書に定めた農用地、水路等の地域資源の保全活動等を実施します。実施した日々の活動について、作業の内容や金銭の収支等を記録します。)

○活動記録 (様式第1-6) C-15~17, E-37~38	○金銭出納簿 (様式第1-7) G-18~20, E-39~43
○財産管理台帳 (施設の更新等を行った場合及び機械や器具等の物品を取得した場合) (様式第1-10) A-27, E-44~47	
○総会議事録、点検記録簿、研修資料、外注に伴う見積書や契約書、日当支払いのための出面表 等 E-49	
○地域資源保全管理構想策定 (別記1-4様式、別添) D-1~5, E-22, 58~65	

III 交付金の申請等 (当該年度の活用に必要な交付金を市町村長に申請します。必要に応じて概算払い請求書を市町村長に提出し、交付金の一部を請求することができます。実施時期については国の状況により変わることがあります。)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	交付申請 (維持共同)		交付決定 (維持共同)			追加交付申請 (長寿命化)	追加交付決定 (長寿命化)	概算払請求 (長寿命化)			概算払請求 (精算)	実施状況確認	実施状況報告	実績報告
◇活動組織 提出書類	・交付申請書 【市町村毎の様式】 ・通帳の写し		・概算払請求書 【市町村毎の様式】			・追加交付申請書 【市町村毎の様式】		・概算払請求書 【市町村毎の様式】			・概算払請求書 【市町村毎の様式】		・実施状況報告書 (様式第1-8号) C-1~9, E-48~57 ・活動記録 (様式第1-6号) (資源向上活動を実施している場合) C-15~17, E-37~38 ・金銭出納簿 (様式第1-7号) C-18~20, E-39~43 ・その他市町村が定めた書類 E-49	
◇市町村 提出書類 (送付書類)	・交付申請書 (県規則別記様式第1号)		・交付決定通知			・変更承認申請書 (県規則別記様式第1号)	・追加交付決定通知	・概算払請求書 (県交付要綱別記様式第4号)			・概算払請求書 (県交付要綱別記様式第4号)	・確認通知書 (別記3-1様式第5号) ・実施状況確認チェックシート (別記3-1号様式第1,3,4号)	・実績報告書 (様式第2-9号) ・実施状況確認報告書 (様式第2-3号) ・実施状況報告書 (様式1-8号) ・実施状況確認チェックシート (別記3-1号様式第1,3,4号)	
◇県	↓ 国へ提出		↑ 国から通知			↓ 国へ提出	↑ 国から通知	↓ 国へ提出			↓ 国へ提出		↓ 5月末日まで国に提出	↓

IV 組織の設立 (規約、事業計画、活動計画の案を作成し、総会で構成員から合意を得ます。)

○対象地域の設定 E-5
○構成員の取りまとめ E-6
○規約 (案) A-17~23, E-7~11 事業計画 (案) A-3~4, E-12~13 活動計画 (案) A-5~16, E-14~27
○総会の開催 E-28